令和　　年度

長期不在等（新規・変更）届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　琴浦町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　申請人　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　（使用者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　※使用者本人が自署の場合、押印不要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 長期不在者氏名 | 不在等の期間 | 長期不在等の理由 |
|  | 令和　　年　　月　　日から  令和　　年　　月　　日まで |  |
|  | 令和　　年　　月　　日から  令和　　年　　月　　日まで |  |
|  | 令和　　年　　月　　日から  令和　　年　　月　　日まで |  |

〔添付書類等〕

　１．長期不在を証するものの写し（各不在者ごとに添付）

　２．長期不在を証するものの写しが提出できない場合、下記の証明欄に区長の署名押印のうえ提出してください。

　　　　　　　　上記記載事項は事実に相違ないことを証明します。

　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　役職名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

下水道・農業集落排水使用料算定に伴う長期不在等届出書の提出について

　下水道・農業集落排水使用料は住民票の人員により算定します。ただし、実際の生活拠点が別である場合は、届出により使用人数を調整します。

　人数を調整する場合、実際に使用されている世帯員数の確認が必要ですので、下記のとおり長期不在等届出書を提出していただきますようお願いいたします。

記

１．長期不在等の届出の必要な方

　住民票では同一世帯であるが実際の生活の拠点が別にある方

　　・学生、単身赴任、施設等入居、長期入院

　　・その他の事情で生活の拠点が別にある方

２．提出書類

　①長期不在等届出書

　②生活の拠点が別であることを確認できるものの写し

　　・在学証明書または学生証

　　・アパート等の賃貸契約書、入居証明、その他生活が確認できるもの

　　・施設、病院等の領収書

　※これらの長期不在を証する書類の添付が困難な場合、届出書の下段に区長の署名押印が必要となります。

３．提出先

　琴浦町役場本庁舎（琴浦町徳万591-2） 　総務課

　琴浦町役場分庁舎（琴浦町赤碕1140-1）　上下水道課　下水道係

４．注意事項

　・届出書の提出がない場合、住民票の世帯人員での料金算定となります。

　・届出書の提出は、年度ごとに必要です。（毎年4月）

　・長期不在者に異動（追加・終了）があった場合は、すみやかに変更届の提出をお願いします。

　　なお、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

　〒689-2501　鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1140番地1

琴浦町役場分庁舎　上下水道課　下水道係　電話55-7807